

自宅のパソコンやスマホで手続きOK ご利用ください 電子申請・届出サービス

県や市への申請や届け出を、自宅や職場などからパソコンやスマートフォンを使って夜間や土・日曜日、祝日にも行えます。県で行っている自動車税住所変更届の手続きや、市で行っている引っ越しに伴う水道の手続きなど、さまざまな手続きが利用可能ですので、ぜひご利用ください。

【県ホームページ】

https://apply.e-tumo.jp/toppage-saitama-t/top/municipalitySelection_initDisplay

【市ホームページ】

https://apply.e-tumo.jp/city-gyoda-saitama-u/offer/offerList_initDisplay.action



▶電子申請・届出サービスで申請できる主な手続き

【埼玉県】

- ・自動車税(種別割)住所変更届

【行田市】

- ・水道使用開始届・中止届
- ・「住民票の写し」交付申請
- ・「戸籍謄・抄本」交付申請
- ・「各種税証明書」交付申請

▶問い合わせ 情報政策課(内線327)



ご存じですか 本人通知制度

本人通知制度とは、代理人や第三者の請求により住民票の写しなどを交付したとき、事前に登録した本人にその事実を通知するものです。この制度により、住民票の写しなどの不正取得の早期発見や抑制につながることが期待されます。

なお、登録有効期限はありませんが、住所・氏名・本籍などに変更があった時には14日以内に変更届出書を提出してください。提出がない場合には登録廃止となります。

▶対象 本市の住民基本台帳または戸籍簿に記録のある方

▶登録方法 本人確認書類(運転免許証など)を持参の上、市民課で申請してください。

▶通知内容 代理人や第三者に交付した年月日、証明書の種別および通数、交付請求者の種別

▶注意 通知の対象となるものは、代理人請求や第三者請求ですが、請求理由や請求先によっては、通知しない場合があります。

▶問い合わせ 同課窓口グループ(内線243)

コミュニティセンターみずしろの ロッカー使用申し込みを受け付けます

▶使用期間 4月1日(月)から1年間

▶貸出回数 30台(1団体につき1台まで)

▶利用可能団体

コミュニティセンターみずしろを定期的(月1回以上)に利用している団体※代表者が市内在住であること

▶使用料 無料

▶その他 申し込みが貸出回数を上回った場合は、公開抽選により使用団体を決定します(抽選の場合は別途、連絡します)。

▶申し込み 2月15日(木)～29日(木)午前9時～午後5時に直接または電話で地域活動推進課に団体名、代表者氏名・住所・電話番号を伝えてください。

▶問い合わせ 同課協働推進グループ(内線253)

屋敷林・社寺林を大切にしましょう

市では、緑地の保全や公園緑地の整備などをはじめ、緑化の推進に努めています。まちの緑は、そこに住む人々に安らぎや潤いを与え、良好な環境の維持形成に大きな役割を果たしています。

以前は、ケヤキなどを防風林として屋敷内に植えた家がありましたが、今では数少なくなりました。この屋敷林や神社・寺院の社寺林を保全できるよう、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

▶問い合わせ 都市計画課公園グループ(内線5604)

ご注意ください

あなたの土地が狙われています

近頃、「草刈りして返すから、一時的に資材置き場として貸してほしい」「重機を数日間だけ置かせてほしい」などと言葉巧みに話を持ち掛けて同意を取り、または同意を取らずに、法令手続きを無視して短期間に大量の土砂などを堆積する事例が発生しています。

土砂を堆積するには法令手続きが必要です。違法な土砂などの堆積が行われた場合、これらの責任や撤去費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶことがあります。

このようなトラブルに巻き込まれないよう、うまい話があっても安易に土地を貸さない、定期的に土地を見回るなど、自分の土地は自分で守りましょう。

▶問い合わせ 県農業政策課 ☎048—830—4025 または 県産業廃棄物指導課 ☎048—830—3135

あなたも行田市の登録手話通訳者になりませんか

聴覚・音声または言語機能に障がいのある方に対して、手話通訳を行う登録通訳者の選考試験を実施します。登録後は、派遣申請に基づき手話通訳業務を依頼します。

▶日時 3月3日(日)午前9時30分～正午(予定)
(午前9時から受け付け)

▶場所 総合福祉会館「やすらぎの里」

▶受験資格 令和6年4月1日現在、満20歳以上の方(学生を除く)

▶試験内容 【筆記】①行田市の福祉に関する知識
②聴覚障がい者に関する知識
③障がい者福祉に関する知識
④手話通訳に関する知識

【聞き取り】手話表現

【読み取り】口述

※手話通訳士の資格を有する方、全国統一試験または埼玉県の登録手話通訳者認定試験に合格している方は面接のみ実施

▶申し込み 2月1日(木)から福祉課および行田市社会福祉協議会で配布する所定の申込用紙に必要事項を記入し、選考試験実施要領を参照の上、2月22日(木)(必着)までに提出してください。

※実施要領と申込用紙の配布は、土、日曜日、祝日を除く

▶問い合わせ 同課障がい福祉グループ(内線266) または同協議会 ☎557—5400

行田市民大学令和6年度15期生を募集します

「市民による手作りの学校」を目指して設立された行田市民大学では、大学講師をはじめとする専門家から郷土の歴史や健康づくりなど、さまざまな分野について学ぶことができる趣向を凝らしたカリキュラムを企画しています。令和6年度は設立15周年を記念して、特別な講座も用意する予定です。

このたび、令和6年度の開催に向けて15期生を募集します。

▶修学期間 5月9日(木)から2年間、毎月2回程度(原則第2・第4木曜日)

▶時間 原則として午後1時30分～3時30分

▶場所 ものづくり大学

▶講義回数 年間23回(予定)

▶講座内容 「のぼうの城」を検証する、行田市の原点「日本一の足袋産業」、郷土の文化を学ぶ、クリスマスコンサート、パソコン講習会、視察ツアー他

※変更の場合あり

※講座の他に自主グループ研究活動あり

▶応募資格 原則として市内在住・在勤で16歳以上の方

▶募集人数 50人(定員を超えた場合は抽選)

▶学費 年間15,000円(入学決定後、指定する日までに振り込み)※視察ツアーは別途負担あり

▶応募方法 教育委員会、各公民館で配布(市民大学ホームページからダウンロード可)している所定の入学申込書に必要事項を記入の上、3月15日(金)までに持参、郵送、FAXのいずれかの方法により、生涯学習スポーツ課

【持参・郵送】〒361—0052 行田市本丸2—20 行田市教育委員会生涯学習スポーツ課
【FAX】556—0770

▶入学決定 3月31日(日)までに応募者へ結果を通知します。

▶問い合わせ 同課 ☎556—8319

